注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記載する欄	備　　考
１　免許の申請の場合	２（注）　３　４　５　６　７　11　12　13　15　16	（注）　開設に該当する。
２　法第９条第１項若しくは第２項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	１（注１）　２（注２）　３　４　５　10　14　16	（注１）　免許後の変更の場合に限る。 （注２）　変更に該当する。
３　法第９条第４項又は第17条第１項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	１（注１）　２（注２）　３　４　５　10　11　12　14	（注１）　免許後の変更の場合に限る。 （注２）　変更に該当する。
４　法第19条の規定による変更の申請の場合	１（注１）　２（注２）　３　４　５　７（注３）　10(注４)　13（注３）　14　15	（注１）　免許後の変更の場合に限る。 （注２）　変更に該当する。 （注３）　この欄の変更の場合に限る。 （注４）　この欄の変更をしない場合に限る。

注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記載する欄	備　　考
１　免許の申請の場合	１（注１）　４　５（注２）　６　７（注３）　８　11　12　13　15　16	（注１）　開設に該当する。 （注２）　社団（クラブ）名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。 （注３）　施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
２　法第９条第１項若しくは第２項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	１（注１）　２（注２）　３　５（注３）　14　16	（注１）　変更に該当する。 （注２）　免許後の変更の場合に限る。 （注３）　社団（クラブ）名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。
３　法第９条第４項又は第17条第１項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	１（注１）　２（注２）　３　５（注３）　11　12　14　15	（注１）　変更に該当する。 （注２）　免許後の変更の場合に限る。 （注３）　社団（クラブ）名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。
４　法第19条の規定による変更の申請の場合	１（注１）　２（注２）　３(注３)　５（注４）　８（注５）　13（注５）　14　15	（注１）　変更に該当する。 （注２）　免許後の変更の場合に限る。 （注３）　この欄の変更をしない場合に限る。 （注４）　社団（クラブ）名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。 （注５）　この欄の変更の場合に限る。